

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（西九州新幹線開業等に伴う改正）

| 現 行 | 改 正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------|--------------------------------|----------|-----------|-------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|---|-------------------------|--------------------------------|----------|-----------|-------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------|
| <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(1)の6 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、鹿児島本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、東北新幹線、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、北陸新幹線、九州新幹線及び北海道新幹線をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）<u>及び</u>鹿児島本線（新幹線）に対する取扱い)</p> <p>第16条の2 次の各号の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区とは、同一の線路としての取扱いをする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 東海道本線及び山陽本線中神戸・新下関間</td> <td style="width: 50%;">東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間</td> </tr> <tr> <td>(2) 東北本線</td> <td>東北本線（新幹線）</td> </tr> <tr> <td>(3) 高崎線、上越線及び信越本線</td> <td>高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）</td> </tr> <tr> <td>(4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間</td> <td>鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線<u>及び</u>北海道新幹線に対する取扱い)</p> | (1) 東海道本線及び山陽本線中神戸・新下関間 | 東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間 | (2) 東北本線 | 東北本線（新幹線） | (3) 高崎線、上越線及び信越本線 | 高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線） | (4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | 鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(1)の6 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、鹿児島本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、東北新幹線、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、北陸新幹線、九州新幹線、<u>北海道新幹線、長崎本線（新幹線）及び西九州新幹線</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、<u>鹿児島本線（新幹線）及び長崎本線（新幹線）</u>に対する取扱い)</p> <p>第16条の2 次の各号の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区とは、同一の線路としての取扱いをする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 東海道本線及び山陽本線中神戸・新下関間</td> <td style="width: 50%;">東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間</td> </tr> <tr> <td>(2) 東北本線</td> <td>東北本線（新幹線）</td> </tr> <tr> <td>(3) 高崎線、上越線及び信越本線</td> <td>高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）</td> </tr> <tr> <td>(4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間</td> <td>鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間</td> </tr> <tr> <td>(5) <u>長崎本線中諫早・長崎間（現川経由）</u></td> <td><u>長崎本線（新幹線）</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線、<u>北海道新幹線及び西九州新幹線</u>に対する取扱い)</p> | (1) 東海道本線及び山陽本線中神戸・新下関間 | 東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間 | (2) 東北本線 | 東北本線（新幹線） | (3) 高崎線、上越線及び信越本線 | 高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線） | (4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | 鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | (5) <u>長崎本線中諫早・長崎間（現川経由）</u> | <u>長崎本線（新幹線）</u> |
| (1) 東海道本線及び山陽本線中神戸・新下関間 | 東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 東北本線 | 東北本線（新幹線） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 高崎線、上越線及び信越本線 | 高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | 鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 東海道本線及び山陽本線中神戸・新下関間 | 東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 東北本線 | 東北本線（新幹線） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 高崎線、上越線及び信越本線 | 高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | 鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) <u>長崎本線中諫早・長崎間（現川経由）</u> | <u>長崎本線（新幹線）</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>第 16 条の 4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・金沢間、九州新幹線新八代・川内間及び北海道新幹線新青森・新函館北斗間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。</p> <p>(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(中略)</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)の j に定める区間にあっては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間（九州新幹線及び郡山・福島間を除く。）及び以下の区間</p> <p>東 京・新横浜間 三 島・静 岡間 静 岡・浜 松間 豊 橋・名古屋間 福 山・三 原間 三 原・広 島間 新山口・新下関間 東 京・大 宮間 古 川・一ノ関間</p> | <p>第 16 条の 4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・金沢間、九州新幹線新八代・川内間、<u>北海道新幹線新青森・新函館北斗間及び西九州新幹線武雄温泉・諫早間</u>については、単一の線路として旅客の取扱いをする。</p> <p>(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(中略)</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)の j に定める区間にあっては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間（九州新幹線及び郡山・福島間を除く。）及び以下の区間</p> <p>東 京・新横浜間 三 島・静 岡間 静 岡・浜 松間 豊 橋・名古屋間 福 山・三 原間 三 原・広 島間 新山口・新下関間 東 京・大 宮間 古 川・一ノ関間</p> |

| 現 行 | 改 正 |
|---|--|
| <p>一ノ関・北上間 北上・盛岡間 熊谷・高崎間 博多・久留米間</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <p>(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、に</p> | <p>一ノ関・北上間 北上・盛岡間 熊谷・高崎間 博多・久留米間 <u>新大村・長崎間</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p><u>(10) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</u></p> <p>(中略)</p> <p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <p>(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、に</p> |

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>ちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。 (中略)</p> <p>(3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車<u>かもめ</u>号。 (中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(ハ)の b 及び c に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の<u>新幹線</u>以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>6 旅客が、東京・七戸十和田間の<u>新幹線</u>停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の<u>新幹線</u>停車駅との相互間に乗車する場合(新幹線の 2 個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。)は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> | <p>ちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。 (中略)</p> <p>(3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車<u>かささぎ</u>号。 (中略)</p> <p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p>第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(ハ)の b 及び c に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の<u>鹿児島本線(新幹線)及び九州新幹線</u>以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p>(中略)</p> <p>6 旅客が、東京・七戸十和田間の<u>新幹線</u>停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の<u>新幹線</u>停車駅との相互間に乗車する場合(新幹線の 2 個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。)は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p><u>7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車(36 ぷらす 3 号を除く。)</u>と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合(接続のために一時出場する場合を含む。)は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の 1 個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、<u>第 57 条第 1 項の規定にかかわらず 1 個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</u></p> |

| 現 行 | 改 正 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の指定席特急料金 別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ <u>及び</u> ノに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>a b、c、d、e、f 及び g 以外の立席特急料金 別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ナの 2、ラ、ム、ウ <u>及び</u> ノに定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ハ) 自由席特急料金</p> <p>a b、c 及び d 以外の自由席特急料金 別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ <u>及び</u> ノ に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ) 及び (ホ) 以外の特別急行料金</p> | <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の指定席特急料金 別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、<u>ノ</u> <u>及び</u> <u>オ</u> に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>a b、c、d、e、f 及び g 以外の立席特急料金 別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ナの 2、ラ、ム、ウ、<u>ノ</u> <u>及び</u> <u>オ</u> に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ハ) 自由席特急料金</p> <p>a b、c 及び d 以外の自由席特急料金 別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、<u>ノ</u> <u>及び</u> <u>オ</u> に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ) 及び (ホ) 以外の特別急行料金</p> |

現 行
(中略)

改 正
(中略)

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金

(イ) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とし、また、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

| 在来線 新幹線 | 営業キロ地帯 (武雄温泉から) | | | | | |
|------------|-----------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| | 25キロメートルまで | 50キロメートルまで | 75キロメートルまで | 100キロメートルまで | 150キロメートルまで | 200キロメートルまで |
| 嬉野温泉 | 円 2,110 | 円 2,330 | 円 2,560 | 円 2,740 | 円 3,280 | 円 3,640 |
| 新大村 | 円 2,110 | 円 2,330 | 円 2,560 | 円 2,740 | 円 3,280 | 円 3,640 |
| 諫早 | 円 2,110 | 円 2,330 | 円 2,560 | 円 2,740 | 円 3,280 | 円 3,640 |
| 長崎 | 円 2,560 | 円 2,780 | 円 3,010 | 円 3,190 | 円 3,730 | 円 4,090 |

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

(イ)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ハ) 特定特急料金

嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の表に定める料金から880円を低減した額とする。

(中略)

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

現 行

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)
(中略)

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は1,050円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は1,600円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は320円とする。

| | | | |
|------|------------|------------|------------|
| 営業キロ | 100キロ | 200キロ | 201キロ |
| 地帯 | メートルまで | メートルまで | メートル以上 |
| 料金 | 円 1,050 | 円 1,600 | 円 2,570 |

(中略)

c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は1,680円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は2,720円とする。

| | | | |
|------|------------|------------|------------|
| 営業キロ | 100キロ | 200キロ | 201キロ |
| 地帯 | メートルまで | メートルまで | メートル以上 |
| 料金 | 円 1,680 | 円 2,720 | 円 3,770 |

(中略)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

| | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 営業キロ | 200キロ | 400キロ | 600キロ | 800キロ | 801キロ |
| 地帯 | メートルまで | メートルまで | メートルまで | メートルまで | メートル以上 |

改 正

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)
(中略)

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は1,600円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は320円とする。

| | | | |
|------|------------|------------|------------|
| 営業キロ | 100キロ | 200キロ | 201キロ |
| 地帯 | メートルまで | メートルまで | メートル以上 |
| 料金 | 円 1,050 | 円 1,600 | 円 2,570 |

(中略)

c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は2,720円とする。

| | | | |
|------|------------|------------|------------|
| 営業キロ | 100キロ | 200キロ | 201キロ |
| 地帯 | メートルまで | メートルまで | メートル以上 |
| 料金 | 円 1,680 | 円 2,720 | 円 3,770 |

(中略)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

| | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 営業キロ | 200キロ | 400キロ | 600キロ | 800キロ | 801キロ |
| 地帯 | メートルまで | メートルまで | メートルまで | メートルまで | メートル以上 |

現 行

| | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 料金 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 3,090 | 4,600 | 5,900 | 7,290 | 8,590 |

(注) 1人当りの料金とする。

(中略)

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は2,100円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は3,200円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は640円とする。

| 営業キロ地帯 | 100キロ メートルまで | 200キロ メートルまで | 201キロ メートル以上 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1室当りの料金 (設備定員4人) | 円 2,100 | 円 3,200 | 円 5,140 |

(中略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第8号に規定する記号については裏面)にゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃・料金を割引するもの

(中略)

(10) 第57条の2又は第61条の2の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの

乗 継

改 正

| | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 料金 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 3,090 | 4,600 | 5,900 | 7,290 | 8,590 |

(注) 1人当りの料金とする。

(中略)

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200km以内の場合を除く。)は3,200円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は640円とする。

| 営業キロ地帯 | 100キロ メートルまで | 200キロ メートルまで | 201キロ メートル以上 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1室当りの料金 (設備定員4人) | 円 2,100 | 円 3,200 | 円 5,140 |

(中略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第8号に規定する記号については裏面)にゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃・料金を割引するもの

(中略)

(10) 第57条の2又は第61条の2の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの

乗 継

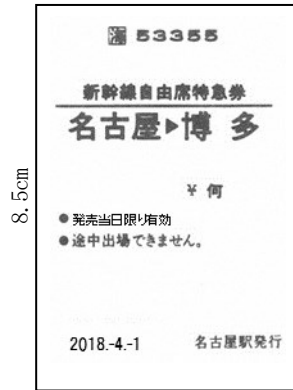
(11) 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行券に対するもの

「幹特在特」又は「幹特在特」

| 現 行 | 改 正 |
|---|---|
| <p>(11) 第57条の5第1項の規定により発売する急行券に対するもの イ 第57条の5第1項本文の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="369 288 672 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">遅れ承知</p> <p style="text-align: center;">遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 常備式の乗車券類に前項第1号、第4号及び第11号口に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(常備急行券の様式)</p> <p>第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定席特急券大人小児用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 自由席特急券大人小児用 イ 一般用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ハ 着駅名表示式 (イ) 一般用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ハ) 乗車券類発売機用</p> | <p>(12) 第57条の5第1項の規定により発売する急行券に対するもの イ 第57条の5第1項本文の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="1348 288 1650 403" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">遅れ承知</p> <p style="text-align: center;">遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 常備式の乗車券類に前項第1号、第4号及び第12号口に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(常備急行券の様式)</p> <p>第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定席特急券大人小児用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 自由席特急券大人小児用 イ 一般用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ハ 着駅名表示式 (イ) 一般用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ハ) 乗車券類発売機用</p> |

現 行

a 大型券売機大人小児用
表



5.75cm (裏無地)

備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。
(注) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する場合は、第 188 条第 1 項第 11 号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。

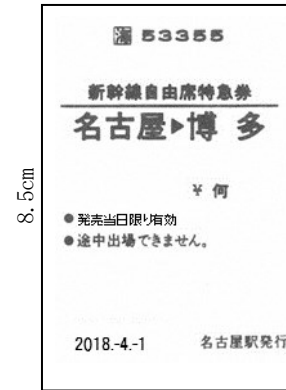
(中略)

(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第 289 条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の 1 に該当する事由が発生したときは、第 282 条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりのぞみ号等によって旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりはやぶさ号等によって旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 2 号及び第 3 号の事由により

改 正

a 大型券売機大人小児用
表



5.75cm (裏無地)

備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。
(注) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する場合は、第 188 条第 1 項第 12 号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。

(中略)

(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第 289 条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の 1 に該当する事由が発生したときは、第 282 条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりのぞみ号等によって旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第 1 号の事由によりはやぶさ号等によって旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線（現川経由）、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第 2 号及

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>新幹線を経由する特別急行列車によって旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によって旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京・博多間<u>及び</u>博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の持込方等)</p> <p>第 308 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、旅客が、東京・博多間<u>又は</u>博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車（ただし、別に定める列車を除く。）に乗車する場合は、前条第 1 項に規定する制限内であって、かつ、3 辺の最大の和が 160 センチメートルを超える物品（ただし、前条第 2 項に規定する物品を除く。）については、その乗車区間に対して、当社が別に定める座席を指定する指定券を当該列車に乗車する前に購入することをもって、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3 旅客が、前各項の規定にかかわらず、当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、次の各号の 1 に該当するときは、当該物品の持込みを認めることがある。</p> <p>(1) 第 284 条第 1 項第 1 号ただし書又は同条同項第 2 号の規定により、無賃送還区間を新幹線の特別急行列車により乗車させるとき</p> <p>(2) 第 285 条の規定による他経路乗車の取扱いにより、他の特別急行列車から東京・博多間<u>又は</u>博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき</p> <p>(中略)</p> <p>(東京・博多間<u>及び</u>博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の新幹線手回り品保管場所の使用方等)</p> <p>第 308 条の 3 前条の規定によるほか、旅客が、東京・博多間<u>又は</u>博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の車内に物品を持ち込む場合であって、前条第 1 項に規定する指定券を所持しているときは、当該指定券により指定した乗車する日、列車、乗車区間において、前条第 4 項に規定する新幹線手回り品保管</p> | <p>び第 3 号の事由により新幹線を経由する特別急行列車によって旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によって旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京・博多間、博多・鹿児島中央間<u>及び武雄温泉・長崎間</u>の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の持込方等)</p> <p>第 308 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、旅客が、東京・博多間、博多・鹿児島中央間<u>又は武雄温泉・長崎間</u>の新幹線の特別急行列車（ただし、別に定める列車を除く。）に乗車する場合は、前条第 1 項に規定する制限内であって、かつ、3 辺の最大の和が 160 センチメートルを超える物品（ただし、前条第 2 項に規定する物品を除く。）については、その乗車区間に対して、当社が別に定める座席を指定する指定券を当該列車に乗車する前に購入することをもって、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3 旅客が、前各項の規定にかかわらず、当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、次の各号の 1 に該当するときは、当該物品の持込みを認めることがある。</p> <p>(1) 第 284 条第 1 項第 1 号ただし書又は同条同項第 2 号の規定により、無賃送還区間を新幹線の特別急行列車により乗車させるとき</p> <p>(2) 第 285 条の規定による他経路乗車の取扱いにより、他の特別急行列車から東京・博多間、博多・鹿児島中央間<u>又は武雄温泉・長崎間</u>の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき</p> <p>(中略)</p> <p>(東京・博多間、博多・鹿児島中央間<u>及び武雄温泉・長崎間</u>の新幹線の特別急行列車の新幹線手回り品保管場所の使用方等)</p> <p>第 308 条の 3 前条の規定によるほか、旅客が、東京・博多間、博多・鹿児島中央間<u>又は武雄温泉・長崎間</u>の新幹線の特別急行列車の車内に物品を持ち込む場合であって、前条第 1 項に規定する指定券を所持しているときは、当該指定券により指定した乗車する日、列車、乗車区間において、前条第 4 項に規定する</p> |

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>場所を使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)</p> <p>第 312 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条若しくは第 308 条の 2 第 1 項の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 2 号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。</p> <p>(1) 第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき</p> <p>当該物品 1 個ごとの重量によって計算した相当小荷物運賃（危険品にあつては、荷物規則別表第 1 項第 3 号アの規定による 10 割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその 10 倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあつては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。</p> <p>(2) 第 308 条の 2 第 1 項の規定による指定券を東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車する前に購入しないで同条同項の規定による物品を持ち込んだとき</p> <p>(中略)</p> <p>別表第 1 号の 3</p> <p>グランクラス (A) を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間</p> | <p>新幹線手回り品保管場所を使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)</p> <p>第 312 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条若しくは第 308 条の 2 第 1 項の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 2 号。以下「荷物規則」という。）に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。</p> <p>(1) 第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき</p> <p>当該物品 1 個ごとの重量によって計算した相当小荷物運賃（危険品にあつては、荷物規則別表第 1 項第 3 号アの規定による 10 割増の割増小荷物運賃を適用する。）及びその 10 倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあつては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。</p> <p>(2) 第 308 条の 2 第 1 項の規定による指定券を東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車に乗車する前に購入しないで同条同項の規定による物品を持ち込んだとき</p> <p>(中略)</p> <p>別表第 1 号の 3</p> <p>グランクラス (A) を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間</p> |

| 現 行 | | | | 改 正 | | | |
|---|----------------------------------|--------------|--------------|---|----------------------------------|-------------|-------|
| 列車名 | 運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。） | | | 列車名 | 運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。） | | |
| はやぶさ号 | 東京 | 盛岡 | | はやぶさ号 | 東京 | 盛岡 | |
| | | 新青森 | | | | 新青森 | |
| | | 新函館北斗 | | | | 新函館北斗 | |
| かがやき号 <u>はくたか号</u> | 東京 | 金沢 | | かがやき号 | 東京 | 金沢 | |
| <p>(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス (A) を設備した特別急行列車として運転する。</p> <p>(中略)</p> | | | | <p>(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス (A) を設備した特別急行列車として運転する。</p> <p>(中略)</p> | | | |
| <p>別表第2号ノ 新幹線指定席特急料金</p> <p>(円)</p> | | | | <p>別表第2号ノ 新幹線指定席特急料金</p> <p>(円)</p> | | | |
| 駅名 | 新青森 | 奥津軽 いまべつ | 木古内 | 駅名 | 新青森 | 奥津軽 いまべつ | 木古内 |
| 奥津軽 いまべつ | 2,560 | | | 奥津軽 いまべつ | 2,560 | | |
| 木古内 | 3,380 | 2,560 | | 木古内 | 3,380 | 2,560 | |
| 新函館北斗 | 4,530 | 3,380 | 2,560 | 新函館北斗 | 4,530 | 3,380 | 2,560 |
| <p><u>別表第2号オ</u> <u>新幹線指定席特急料金</u></p> <p>(円)</p> | | | | <p><u>別表第2号オ</u> <u>新幹線指定席特急料金</u></p> <p>(円)</p> | | | |
| <u>駅名</u> | <u>武雄温泉</u> | <u>嬉野温泉</u> | <u>新大村</u> | <u>諫早</u> | | | |
| <u>嬉野温泉</u> | <u>1,790</u> | | | | | | |
| <u>新大村</u> | <u>1,790</u> | <u>1,790</u> | | | | | |
| <u>諫早</u> | <u>1,790</u> | <u>1,790</u> | <u>1,790</u> | | | | |

| 現 行 | 改 正 | | | | |
|-------|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (以下略) | 長崎 | <u>2,290</u> | <u>2,290</u> | <u>1,790</u> | <u>1,790</u> |
| | (以下略) | | | | |

附則

この通達は、令和4年9月23日乗車となるものから施行する。ただし、別表第1号の3に係る改正は令和4年10月1日乗車となるものから施行する。